

子 発 0628 第 4 号
社 援 発 0628 第 1 号
障 発 0628 第 2 号
老 発 0628 第 3 号
平成 30 年 6 月 28 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び
子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。以下単に「子ども食堂」といいます。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

一方で、地域住民、福祉関係者の子ども食堂に対する関心が薄く、取組を発展させる機運の醸成が十分に図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあるとの指摘があります。また、食品衛生などの面において、子ども食堂の運営者（以下「運営者」といいます。）の安全管理に関する取組の促進により、利用者や地域住民の子ども食堂に対する理解と安心感を醸成することが課題との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、本通知においては、子ども食堂の意義を確認しつつ、地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し、子ども食堂の活動に関する理解と協力を促すようお願いするとともに、子ども食堂における安全管理について留意すべき点を整理することとしましたので、御了知のうえ、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力を図るとともに、本通知の内容につき、運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されますよう、管内市区町村又は関係団体への協力

要請等よろしくお取り計らい願います。併せて、教育関係者に対しても周知されますよう、教育関係部局への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること、厚生労働省医薬・生活衛生局に協議済みであること、同局から都道府県等衛生主管部局に情報提供していること、当方から内閣府、農林水産省及び文部科学省に情報提供済みであること、本通知の趣旨に関し文部科学省から都道府県教育委員会等に対して別途通知が行われることを申し添えます。

記

1. 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進

（1）子ども食堂の現状

現在、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動の在り方は、困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたります。

いずれの活動も、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているものと認められます。

（2）子ども食堂の活動への協力

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域における取組への支援を進めています。

こうした観点から、（1）で示したような子ども食堂の意義について、行政のほか、子ども食堂を取り巻く地域の住民、福祉関係者及び教育関係者等が、運営者と認識を共有しながら、その活動について、積極的な連携・協力を図ることが重要です。このため、日頃から運営者等と顔の見える関係を築くよう努めるとともに、（3）や2.（2）に掲げる事項について具体的な相談等を受けた場合には、運営者と連携を図りつつ、適切に対応いただくようお願いします。

この際、学校、公民館等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子どもの食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなど、ご協力をお願いいたします。

（3）活用可能な政府の施策

厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、子ども食堂の活動についてより効果的に展開することが期待されます。

各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。なお、こうした施策を一体的に実施した場合の費用の計上に関して、昨年3月に通知を発出しておりますので、併せてご参照ください（別添1参照）。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業（別添2参照）
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業（別添3参照）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（別添4参照）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域活動支援センター事業（別添5参照）

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金（別添6参照）
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進（別添7参照）

（4）参考資料

子ども食堂を地域に推進するために構成された「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー実行委員会（事務局：一般社団法人全国食支援活動協力会）において、運営者や関係機関に対し、運営の在り方や支援に関する啓発を行うことを目的として、各種パンフレット（広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック等）が作成されています（※1）。

また、農林水産省において、子ども食堂が抱える課題の解決や、食育の取組（共食の機会の提供、食文化の継承等）の充実に向けて、子ども食堂の取組に関心を持ち支援を考えている行政・団体関係者や地域の方々に活用いただくことを目的として、事例紹介などのパンフレットが作成されています（※2）。

子ども食堂の活動を理解するに当たり、適宜ご参照ください。

（※1）<http://www.mow.jp/archive.htm>（一般社団法人全国食支援活動協力会ホームページ）

（※2）<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>（農林水産省ホームページ）

2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項

子ども食堂の運営上留意すべき事項として、以下の内容について、運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）食品安全管理に関して留意すべき事項

食中毒の発生防止のために、運営者、調理担当者等に向けて、守っていただきたい

い衛生管理のポイントを別添 8 のとおりまとめましたのでご参照ください。また、万一、食中毒が発生した場合、保健所に連絡を取るようお願いします。

(2) その他留意すべき事項

① 安全管理に関して留意すべき事項

子ども食堂の活動を始め、ボランティア活動中に不幸にして、怪我や食中毒等の事故が起きることがあります。万一の備えとして、個人や団体向けの保険に加入することが考えられます。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。

② 生活困窮者自立支援制度との連携

運営者におかれては、その活動を通じて、生活に困窮する子どもや家庭を把握し、支援が必要と考えられる場合には、最寄りの生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口にご連絡ください。

③ 社会福祉法人との連携

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、地域ニーズ等に応じて、自主性・創意工夫の下、「地域における公益的な取組」に取り組むこととされており、その一環として、地域住民の交流や協働の場の創出等（子ども食堂の運営を含みます。）に取り組んでいる場合があります。（別添 9 参照）

運営者におかれては、こうした地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を展開していくことも効果的と考えられます。

④ 養育に支援が必要な家庭や子どもを把握した場合の対応

運営者におかれては、その活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合、速やかに、市区町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所にご連絡ください。

なお、市区町村や児童相談所におかれては、相談を受けた場合は、関係機関が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう、ご協力をお願いいたします。

健 健 発 0331 第 1 号
雇 児 総 発 0331 第 4 号
社 援 地 発 0331 第 1 号
障 企 発 0331 第 1 号
老 振 発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市
衛生主管部 (局) 長
民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局振興課長

(公 印 省 略)

地域づくりに資する事業の一体的な実施について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するため、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めることとしています。これについて、本年2月7日には、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表しました。

従来から、地域の集いの場の整備、相談支援、地域資源の掘り起こしや開発のためのコーディネート、ボランティア養成、権利擁護・虐待防止など、地域づくりに資する事業として、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの様々な事業が行われています。その際、地域の支援ニーズや資源の状況によっては、これらの事業を連携して一体的に実施することにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる場合も多いと考えられます。

地方公共団体によっては、相談支援体制の整備などにおいて、既に、分野を横断して事業の一体的実施に取り組んでいるところもあると承知していますが、厚生労働省としても、「地域共生社会」の実現に向けて、このような創意工夫のある取組を後押ししていきたい

と考えております。

この点、「当面の改革工程」において、「今年度中に、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進事業など、既存の地域づくりに資する事業について、権利擁護や虐待関係業務を含め、連携して一体的に事業を実施することが可能である旨を周知する。」と明記しており、これを踏まえ、地域づくりに資する事業を行うに当たっての留意事項を下記のとおりお示ししますので、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業（予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。）について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

- ①地域づくりに資する事業の一体的実施に要する総費用を、市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分して算出された費用を、各制度に基づく事業にそれぞれ計上する方法

（具体的な例）

- ・ ボランティア養成のための研修を、高齢者・障害者・子どもなどの研修分野ごとに対象者を区分せず、一体的に実施し、それぞれの対象者数の割合に応じて按分し計上する場合
- ・ 高齢者と障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修を一体的に実施し、市区町村内の高齢者数と障害者数の割合に応じて費用を按分し計上する場合

- ②地域づくりに資する事業に従事する職員について、それぞれの主たる業務に着目して按分する方法

（具体的な例）

- ・ 地域包括支援センターが障害者や子どもなどを対象とした総合相談業務を担う場

合に、主に高齢者からの相談に応じる職員と、主に高齢者以外からの相談に応じる職員に区分し、それぞれの費用を、地域支援事業とその他の事業（地方単独事業を含む）に計上する場合（間接経費については、地域支援事業として計上する。）

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場を、一部、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

目 的

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

- ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

<実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- 【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数
- 【28実績 (延べ利用人数)】 69,753人

子どもの学習支援事業について

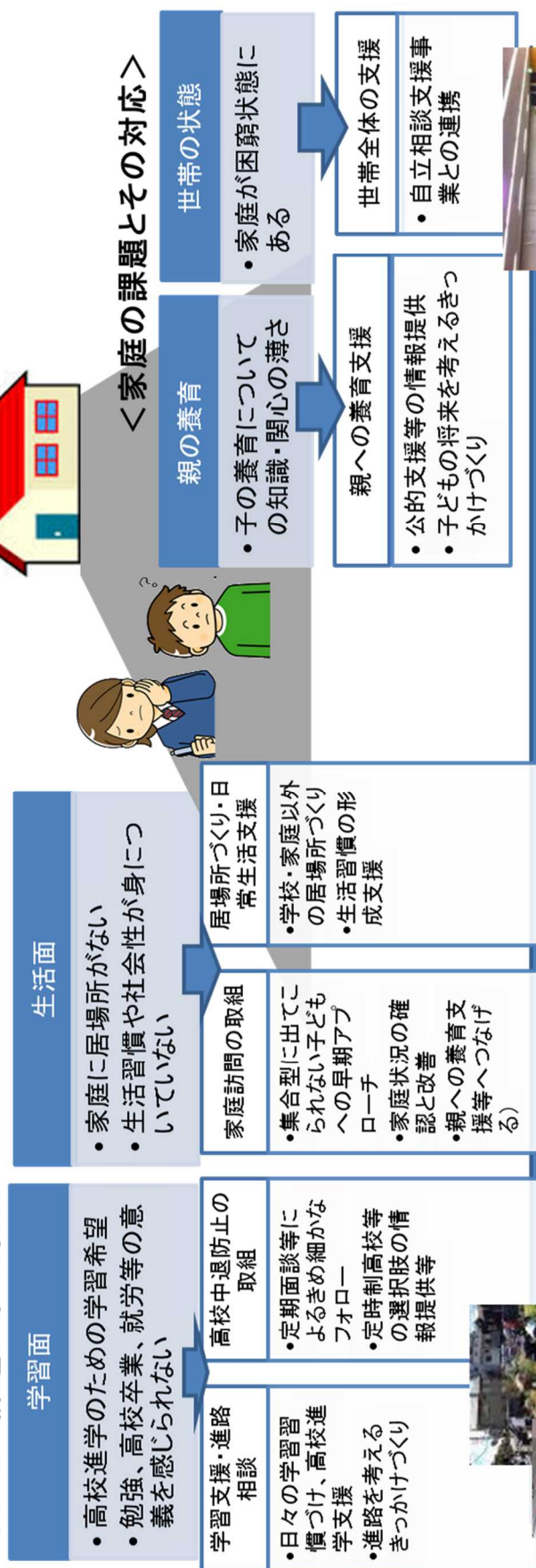
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 平成30年度予算においては、小学生や高校生世代に対する取組の強化を含めた拡充を実施。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

介護予防・日常生活支援総合事業における通いの場

事業	介護予防・日常生活支援総合事業	
	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助／その他補助や助成	委託／運営費補助／その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い ／運営のための間接経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)	

(別添 4)

地域活動支援センターの概要

根拠：障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準：地域活動支援センターの設備及び運営
に関する基準(H18厚労省令)

1 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。(法第5条第1項25号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

2 事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

3 規模

10人以上の人員が利用できる規模とする。

4 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)。
- 基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地方交付税に加え、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施(国1／2以内、都道府県1／4以内)。

5 施設数等(社会福祉施設等調査報告 平成28年10月1日現在)

施設数 3,082か所

地域子供の未来応援交付金の概要

(平成30年度予算 1.5億円、平成29年度補正予算 6.1億円)

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。



○実態調査・資源量の把握

(補助率:3/4)

- 補助基準額: 300万円)
- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
 - ・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性、有効性などを把握する観点から行う。

○支援体制の整備計画策定

(補助率:3/4)

- 補助基準額: 300万円)
- ※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

(補助率:1/2)

- 補助基準額:最高3,000万円)
- ・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

(事業例)

- ・子供食堂等の居場所づくり(サポート)事業
- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・貧困の子供支援マッチング事業

・コーディネーター事業等の担い手の育成
・行政機関職員等の貧困対策の理解促進

○地域ネットワーク形成研修

(補助率:1/2)

- 補助基準額:最高500万円)
- ・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及(実効性の向上)を推進

(別添6)